

内閣府配布資料

○資料 2－1	1
最終見解のパラ 14、21、22、25、26、29、30、 58 関係	
○資料 2－2	5
最終見解のパラ 25～30、41、42、47、48 関係	
○資料 2－3	85
最終見解のパラ 51～54 関係	

○男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）（抄）

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

○内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）（抄）

（暴力対策推進室及び男女共同参画推進官）

第十三条 推進課に、暴力対策推進室及び男女共同参画推進官一人を置く。

2 暴力対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する暴力の防止及び被害者の保護に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

3 暴力対策推進室に、室長を置く。

4 男女共同参画推進官は、命を受けて、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第五条 に規定する政策又は方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保に関する施策の推進を行う。

（平成二十三年に暴力対策推進室設置。）

男女共同参画推進本部の設置について

平成 6 年 7 月 1 2 日	閣議決定
平成 1 0 年 1 2 月 1 5 日	一部改正
平成 1 2 年 1 2 月 2 6 日	一部改正
平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日	一部改正
平成 1 8 年 4 月 2 8 日	一部改正

- 1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
本 部 長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
本 部 員 他のすべての国務大臣
- 3 本部の会議について、本部員を補佐するとともに、関係行政機関においてその所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整の事務を担当させるため、本部に男女共同参画担当官（以下「担当官」という。）を置く。
担当官は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 4 関係行政機関相互間の機動的な連携を図るため、本部に男女共同参画担当官会議を設置する。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 昭和 5 0 年 9 月 2 3 日の閣議決定に基づき総理府に設置された婦人問題企画推進本部は廃止する。

「男女共同参画週間」について

平成12年12月26日
男女共同参画推進本部決定

1 趣 旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」（以下「週間」という。）を設ける。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施する。

2 期 間

平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間

3 主 唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁

4 週間の実施に関する細目

前各項に定めるもののほか、毎年度の週間の実施に関し必要な事項については、本部長が定める。

男女共同参画局の主な普及促進活動について

男女共同参画週間関連行事（6月23日～29日）

○各種表彰の実施

- ・男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰
- ・女性のチャレンジ賞
- ・キャッチフレーズ表彰

○男女共同参画社会づくりに向けての全国会議

毎年、「男女共同参画週間」（6/23～29）中に、男女共同参画社会の実現のために何が必要か、我が国社会が今後どう進んでいくべきかを考える機会を設け、男女共同参画社会づくりに向けた人々の一層の理解を促進するため開催。

○その他関連行事等

左記の行事のほか、全国各地で男女共同参画週間にあわせて、各種行事が開催されている。

年間の普及促進活動等

○男女共同参画宣言都市奨励事業

政令指定都市を除く市町村及び特別区が「男女共同参画宣言都市」として、シンポジウム、記念式典、表彰等啓発等を開催。

○男女共同参画フォーラム

全国3ブロックにおいて地域の各界各層の国民、民間団体、行政機関が一堂に会するフォーラム（講演、シンポジウム等）を開催。

○地域における男女共同参画促進アドバイザー派遣事業

男女共同参画の視点で地域の課題の解決を進めるため、アドバイザーを派遣し、地域における男女共同参画を促進する。

○広報誌「共同参画」の刊行

国及び地方公共団体の施策、国連等の国際的動向並びに民間団体等の活動等を記載した「共同参画」を毎月発行し、各府省、自治体、関係団体等に配布。

○男女共同参画推進連携会議

有識者とNGO・各種団体から推薦された議員からなる男女共同参画推進連携会議を開催。また、男女共同参画の推進に向けた更なる啓発を図るため、情報発信・意見交換を目的とした「聞く会」、全国的なネットワークを活用した全国各地でのセミナー等を開催。

○地域における男女共同参画連携支援事業

地方公共団体、関係団体等が連携してネットワークを作り、検討会の開催や具体的活動の実施、成果の周知を行うことで、男女共同参画の視点を活かした地域課題の解決の仕組み作りを行い地域における男女共同参画を推進する。

○地域における女性活躍促進事業

女性の活躍を促進する先進的な事業を地域で行い、地域に及ぼす影響や課題、効果を把握。併せて、地域における効果的な取組について広く情報を発信。

※下線は、第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解（平成21年8月）以降に開始した事業。